

地域生活支援拠点等の登録に係る加算 (座間市の加算)

国の地域生活支援拠点等に係る報酬制度とは別に、座間市では、緊急時の受入れ・対応の機能を強化するため、対応を実施された登録事業者に対して市独自の加算制度を設けています。

加算内容

対象事業	加算報酬	上限
居宅介護	30分あたり1,250円	72時間
短期入所	1泊あたり5万円	3泊
日中一時支援	単独型：1時間あたり 600円 送迎：1回あたり 200円	単独型：制限なし（応相談）

※2泊目以降に他の事業所から引き継いで提供した短期入所は、支給の対象外となります。

地域生活支援拠点等の登録・加算報酬請求

座間市における地域生活支援拠点を担う事業所として登録が必要です。

※市外所在地の事業所でも登録可。

事業所登録の流れ

1. 事業所の運営規定を変更する
2. 座間市に「座間市地域生活支援拠点等事業者登録申請書（第1号様式）」と「運営規定の写し」を提出する
短期入所は「誓約書」を添付する
3. 座間市が当該事業所を登録し「座間市地域生活支援拠点等事業者登録通知書」を送付

加算報酬請求の流れ

1. 緊急対応が発生
2. 事業所が座間市へ連絡する
※原則、緊急事態が発生した当日に限る。事後報告は対象外。

【連絡先】

月曜～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分
TEL 046（252）7132（直通）

上記以外（市役所閉庁時）

TEL 046（255）1111（代表）

3. 対象事業を提供する

4. 座間市へ加算報酬を請求する

日中活動事業所の派遣制度（短期入所の緊急対応）

短期入所の緊急対応の際に、短期入所事業所の人員不足や利用者の情報不足等により、適切な支援が行えないことが課題として想定されます。そこで、座間市では、これらの課題を解決するため前述の加算制度とは別に、利用者が日中利用している事業所が短期入所事業所に人員を派遣できる制度を設けました。

人員を派遣できる事業所

- ・生活介護
- ・就労継続支援
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援 など

※座間市地域生活支援拠点等事業者の登録は不要。

報酬内容

1時間当たり 2,000円

送迎 1,000円（日中活動先から短期入所事業所までの片道分）

算定時間

開始時間

実績記録票の提出がある場合

日中活動サービス等の実績記録票に基づく支援終了時間

実績記録票がない場合（地域活動支援センターなど）

日中活動事業所の営業終了時間

当日の日中活動サービスの利用がない場合

実際に支援を開始した時間

終了時間

派遣した短期入所事業所内での支援終了時間

日中活動事業所の派遣制度のイメージ

